



平成19年9月28日

総務大臣 増田 寛也 殿



700-8677

岡山市柳町2-1-1

テレビせとうち株式会社

代表取締役社長 大田 弘之

██████████ (代)

意見書 (追加)

尾道ケーブルテレビ株式会社から平成19年5月30日付で有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第13条第3項に基づき提出された総務大臣への裁定申請に関し、同条第4項の規定により、平成19年7月11日付および平成19年8月29日付で当社の意見書を提出いたしましたが、その後新たな事実が判明しましたので意見書の追加を別紙にて提出いたします。

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意しない理由

(追加理由)

今回、尾道ケーブルテレビについて下記の新しい事実が判明いたしました。

三原市に旧本郷町及び旧久井町(平成17年3月に三原市と合併)をエリアとして三原市が管理、運営を行なっている三原市ケーブルネットワークという有線放送施設があります。尾道ケーブルテレビはこの施設の開設当初より、この施設を使用して自社の多チャンネルサービスを行っており、その中で当社の放送も再送信を行なっています。

当社に対して、これまで尾道ケーブルテレビからこの地区での再送信について同意の申し入れはされたことはありません。また今回の裁定申請においても、尾道ケーブルテレビから「再送信を行なおうとする区域」としてこの地区の再送信は申請されておられません。

自社のサービスエリアについて、同意を得ないまま再送信を行なうだけでなく、自治体が管理、運営する有線放送施設など他の施設を利用して同意を得ない再送信を行なうことは、問題があるのではないのでしょうか。こうしたことが認められれば、今後自治体の有線放送施設などを利用して、再送信の範囲が大きく拡大していくことが予想されます。

この件について平成19年9月27日に尾道ケーブルテレビに対し、三原市ケーブルネットワークでの当社の放送の再送信を中止するよう求めました。

今回の裁定にあたっては、こうした状況もご勘案の上、ご判断をいただくようお願いいたします。

以上